

# 長生村障がい者基本計画・第8期障がい福祉計画・第4期障がい児福祉計画 基礎調査業務委託プロポーザル実施要領（公募型）

## 1 業務の概要

### (1) 業務の名称

長生村障がい者基本計画・第8期障がい福祉計画・第4期障がい児福祉計画  
基礎調査業務委託

### (2) 業務の内容

長生村障がい者基本計画・第8期障がい福祉計画・第4期障がい児福祉計画基礎調査業務  
委託仕様書のとおり

### (3) 履行期限

令和9年3月31日（水）

### (4) 契約限度額

見積り限度額

・令和8年度 3,000,000円（消費税および地方消費税を含む）

※この金額は契約時の予定価格ではありません。

## 2 問い合わせ、企画提案書等提出先

担当部署 : 長生村役場 福祉課 障がい者支援係

住所 : 〒299-4394 千葉県長生郡長生村本郷1-7-7

電話 : 0475-32-6809

FAX : 0475-32-6812

E-MAIL : syoushien@vill.chosei.lg.jp

## 3 実施形式

公募型プロポーザル方式

## 4 選定スケジュール

実施要領等の公表・参加申込受付開始 : 令和8年5月20日（水）

質問受付期間 : 令和8年5月20日（水）～令和8年5月27日（水）

質問回答期限 : 令和8年6月2日（火）

参加申込受付期限 : 令和8年6月2日（火）

参加承認不承認の通知 : 令和8年6月9日（火）

企画提案書等の提出期限 : 参加承認通知日から令和8年6月19日（金）午後5時まで

書面審査会 : 令和8年6月25日（木）まで

審査結果通知 : 令和8年6月26日（金）

契約締結（予定）：令和8年7月上旬

## 5 参加資格

本プロポーザルに参加できる者は、次に掲げる要件を全て満たしている者とする。

- (1) 長生村の入札参加資格登録業者名簿に記載されている事業者
- (2) 長生村入札参加停止基準による入札参加停止措置を受けていない事業者
- (3) 地方自治法施行令（昭和22年号外政令第16号）第167条の1第1項の規定に該当していない事業者
- (4) 会社更生法（平成14年法律第154号）の規定に基づく更生手続を開始する申立ておよび民事再生法（平成11年法律第225条）の規定に基づく再生手続を開始する申立てをしていない事業者または申立てがなされていない事業者
- (5) 法人及びその役員等が、長生村暴力団排除条例（平成24年3月19日条例第1号）第2条に掲げる暴力団又は暴力団員及びそれらの利益となる活動を行うものでない事業者
- (6) 手形交換所による取引停止処分を受けてから、2年間を経過していない事業者
- (7) 参加申し込み提出日前6か月以内に手形、小切手の不渡りを出していない事業者
- (8) 過去3年間（現在を含む）で長生村と業務委託契約関係がある事業者
- (9) 県内で障がい者計画・障がい福祉計画・障がい児福祉計画の継続策定実績がある事業者
- (10) 県内でこども計画策定実績がある事業者
- (11) プライバシーマーク認証の取得または同等程度の個人情報安全管理措置を確保している事業者
- (12) 競争入札参加資格審査申請等、提出された書類の記載事項に虚偽がない事業者

## 6 質問の受付及び回答

本プロポーザルに関する質問は、質問票（様式2）により、E-mail 又はFAX で受付を行う。

- (1) 提出期限

令和8年5月27日（水）

- (2) 回答

質問に対する回答は、令和8年6月2日（火）までに、全ての回答を行う。

## 7 参加意思の確認方法

- (1) 参加表明書

本プロポーザルへの申込みを希望する場合は、参加表明書（様式1）に業務履行証明書類を添付し、提出すること。なお、提出期限までに参加表明書の提出がない場合は、参加する意思がないものと見なします。参加を辞退した者はこれを理由に、以降の選定

等についていかなる不利益な取扱いを受けるものではありません。

(2) 提出期限

令和8年6月2日（火）午後5時必着

(3) 提出先及び提出方法

長生村福祉課障がい者支援係までEメール、郵送若しくは持参のいずれかで提出すること。

(4) 承認・不承認等

参加資格等を確認のうえ、本プロポーザルへの参加の可否（承認・不承認）について、電子メールにより通知する。承認を受けた者のみ、本プロポーザルに参加できるものとする。

## 8 企画提案書の提出等について

(1) 提出期限

参加承認通知日から令和8年6月19日（金）午後5時まで

(2) 提出方法

持参若しくは郵送のいずれかで提出すること。

(3) 提出先

〒299-4394

千葉県長生郡長生村本郷1-77

長生村福祉課障がい者支援係

(4) 提出書類

① 企画提案書提出届（様式3）

② 企画提案書（任意様式）

※業務スケジュール及び業務体制を記載すること。

③ 会社概要（任意様式：会社パンフレット可）

④ 業務実績表（任意様式）

※障がい者基本計画・第8期障がい福祉計画・第4期障がい児福祉計画基礎調査業務及び子ども計画策定業務委託の実績を記載すること。

⑤ 長生村との委託業務実績表（任意様式）

※過去3年間（現在を含む）において長生村との委託契約の実績を記すこと。

⑥ 担当者経歴書（任意様式）

⑦ 見積書（任意様式）

(5) 企画見積書作成について

① 体裁は原則A4判（A3判折込可）とし、横書きとする。

② 仕様書の各項目について具体的な提案内容を記載すること。

③ 企画提案書提出後において、総括管理者・研究員の変更は、病休、死亡、退職等

の特段の理由がない限り認めない。

- ④ 企画提案書の作成に用いる言語は日本語、通貨は日本円、単位は計量法（平成4年法律第51号）によるものとする。頁数は20頁以内とし、文字のポイント数は任意とする。

(6) 作成部数

正本1部、副本4部（正本コピー可）を提出すること。

## 9 審査方法

長生村職員で組織する長生村障がい者基本計画・第8期障がい福祉計画・第4期障がい児福祉計画基礎調査業務委託プロポーザル審査委員会により書面審査を行い、契約予定者を選定する。

(1) 審査及び評価の主項目

- ・ 事業目的、事業内容の理解度

企画提案内容の基本的な考え方が、法や国の方針及び本村の障がい者（児）福祉支援施策の現状を理解したものになっているか。

- ・ 提案内容

本村の地域性及び実情を正確に捉え、計画策定につなぐ効果を期待することができる提案となっているか。

- ・ 実施体制

本業務の円滑な推進を期待することができる体制が提案されているか。国の動向及び全国的な経済情勢の変化を常に情報収集し提供できる体制になっているか。

- ・ 事業実績

障がい者基本計画・障がい福祉計画・障がい児福祉計画及びこども計画について、他の自治体で十分な実績を有しているか。

(2) 審査結果の通知

審査の結果は、審査会実施後7日以内に文書等で参加者すべてに通知する。なお、選考に対する異議には応じない。また参加者が1者であっても審査を行い、選定の可否を決定する。ただし、本村が定める最低基準点に満たない場合は不採用とする。

## 10 契約の締結

優先交渉権者と長生村において協議の上、予定価格の範囲内で地方自治法施行令第16条の2第1項第2号の規定に基づく随意契約により契約を締結する。

(1) 契約内容及び金額

最終的な業務仕様は、優先交渉権者との協議により決定する。

(2) 辞退等

辞退その他の理由により第1位優先交渉権者との契約が不可能となった場合は、第2位優先交渉権者と協議を行う。

### 1.1 失格条項等

次のいずれかに該当する場合は失格とする。

- (1) 企画提案書等の提出期限に遅延した場合
- (2) 企画提案書等の提出書類に虚偽の記載があった場合
- (3) 参加資格を有していないことが判明した場合
- (4) 審査の公平性を害する行為があった場合
- (5) 提出された見積価格が長生村の契約限度額を超えている場合
- (6) 会社更生法等の適用を申請する等、契約を履行することが困難と認められる状態になった場合
- (7) 提案にあたり著しく信義に反する行為等があった場合
- (8) その他審査委員会が失格にあたる事由があると認めた場合

### 1.2 その他留意事項

- (1) 本プロポーザルの参加に要する費用は、すべて参加事業者の負担とする。
- (2) 提出後の企画提案書の修正は、提出期限内においてのみ可能とする。
- (3) すべての提出書類は返却しない。
- (4) 企画提案書は、事業者選定に伴う作業等に必要な範囲において複製を作成する場合がある。
- (5) 提出書類に虚偽の記載をし、本プロポーザルを失格とされた場合、その者に対し指名停止措置を行う場合がある。
- (6) 本プロポーザル実施要領及びその他の書式等に変更がある場合には、長生村ホームページで告知する。
- (7) 企画提案書提出後において、総括管理者・研究員の変更は、病休、死亡、退職等の特段の理由がない限り認めない。

以下余白